

枚方京田辺環境施設組合公告式条例

平成28年7月1日

条例第1号

令和8年7月30日条例第6号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第4項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、枚方京田辺環境施設組合（以下「組合」という。）のホームページの掲示場並びに枚方市及び京田辺市の庁舎掲示場に掲示してこれを行う。

3 前項の掲示によるもののほか、管理者が必要と認めるものについては公衆の見易い場所又は組合の事務所に掲示して公布することができる。

(規則の公布)

第3条 前条の規定は、規則に準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程で公表を要するものを公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して、管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項の規程に準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、組合の機関の定める規則で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項及び第3項中「管理者」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項及び第3項中「管理者名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする

。

（規則及び規程の施行期日）

第6条 管理者その他組合の機関の定める規則又は規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

（告示及び公告の公表）

第7条 第2条第2項及び第3項の規定は、管理者その他組合の機関の定める告示及び公告について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年条例第6号）

この条例は、令和8年8月1日から施行する。